

# 大分大学医学部附属病院医療従事者細則

平成23年9月29日制定

## (趣旨)

第1条 この細則は、大分大学医学部附属病院規程（平成16年医学部規程第1－22号）第16条の規定に基づき、看護師免許、薬剤師免許、臨床検査技師免許等を有する者（医師免許及び歯科医師免許を有する者を除く。）で、大分大学医学部附属病院（以下「本院」という。）において当該免許に関する法令で定められた業務（以下「医療」という。）に従事する者（以下「医療従事者」という。）に関し必要な事項を定める。

## (範囲)

第2条 本院における医療従事者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 本院の職員
- (2) 本院が受入れを許可した研修生
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者は、大分大学医学部附属病院長（以下「病院長」という。）の許可を得て、医療に従事することができる。
  - (1) 本院以外の国立大学法人大分大学（以下「法人」という。）の職員
  - (2) 大分大学大学院医学系研究科の大学院生
  - (3) その他病院長が適当と認めた者
- 3 前項各号に規定する者にあつては、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。
  - (1) 医療に従事しようとする診療科又は中央診療施設等の長（以下「診療科等の長」という。）の同意を得ている者
  - (2) 当該者の部局の長又は所属機関の長の同意を得ている者

## (申請及び許可)

第3条 前条第2項各号に規定する者が医療に従事する場合は、診療科等の長は、あらかじめ別に定める医療従事許可申請書により病院長に申請しなければならない。

2 病院長は、前項の申請があつた場合において、その申請内容が適当であると認めたときは、医療に従事することを許可することができる。

3 病院長は、前項により許可したときは、別に定める医療従事許可書を交付する。

## (医療従事)

第4条 医療従事者は、当該診療科等の長の指導・監督の下に、医療に従事するものとする。

## (期間)

第5条 第3条第2項の許可を得た医療従事者（以下「許可医療従事者」という。）の医療従事期間は1年以内とし、当該年度を超えることはできないものとする。ただし、1年を超えない範囲で更新することができる。

2 前項ただし書に定める更新手続に当たっては、第3条の規定を準用する。

## (変更)

第6条 許可医療従事者は、許可された医療従事期間の途中にあつて、第2条第2項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、第3条第2項の許可による医療従事は終了するものとし、直ちに別に定める医療従事終了届を病院長に提出しなければならない。

## (内部規則等の遵守)

第7条 許可医療従事者は、法人の定める内部規則等を遵守しなければならない。

## (許可の取消し)

第8条 許可医療従事者が、前条の規定に違反したとき及び医療従事者としてふさわしくない行為があつたときは、病院長は第3条第2項の許可を取り消すことができる。

(損害賠償等)

第9条 許可医療従事者は、本人の故意又は過失により、施設、設備等を損傷させた場合は、損害賠償等の責任を負うものとする。

(事務)

第10条 医療従事者に関する事務は、医学・病院事務部総務課において処理する。

(雑則)

第11条 この細則に定めるもののほか、医療従事者に関し必要な事項は、病院長が別に定める。

附 則（平成23年医学部附属病院細則第1－2号）

この細則は、平成23年9月29日から施行する。

附 則（平成28年医学部附属病院細則第1－6号）

この細則は、平成29年1月1日から施行する。